

愛媛県文書通送業務委託契約書（案）

愛媛県（以下「甲」という。）と _____（以下「乙」という。）とは、次の条項により委託契約を締結する。

（信義・誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（総則）

第2条 甲は、愛媛県文書通送業務（以下「業務」という。）を別添愛媛県文書通送業務委託仕様書により乙に委託し、乙はこれを受託する。

（委託期間）

第3条 業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 業務の委託料（以下「委託料」という。）は、各通送コース1日あたりそれぞれ次の表に定めるとおりとする。

通送コース		1日当たりの単価	（うち消費税及び地方消費税）
本庁発着 通送コース	松山・久万高原・今治コース	円	円
	松山・八幡浜・東温コース	円	円
東予方面 通送コース	四国中央・今治コース	円	円
	今治・西条コース	円	円
南予方面 通送コース	愛南・八幡浜コース	円	円

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、_____円とする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第6条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面による甲の承認を得た場合はこの限りではない。

(再委託等の禁止)

第7条 乙は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面による甲の承認を得た場合はこの限りではない。

(調査等)

第8条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して業務の実施状況について調査し、所要の報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

2 前項の場合において、甲は調査等のため、指定する職員を同乗させることができる。

(報告及び検査)

第9条 乙は、毎月の業務が完了した時は、遅滞なく甲に実績報告書(様式第1号)を提出するものとする。

2 甲は、前項の実績報告書を受領したときは、その日から10日以内に実績報告について検査を行うものとする。

(委託料の支払)

第10条 乙は、前条第2項の検査が終了した後、委託料の支払を請求書(様式第2号)により甲に請求するものとする。

2 甲は、乙の正当な請求書を受領した日から起算して30日以内に、委託料を乙に支払うものとする。

(業務内容の変更)

第11条 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議のうえ業務内容の全部又は一部を変更することができる。

(契約の解除)

第12条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 乙から契約の解除願の提出があったとき。
 - (2) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき、又は履行する見込みがないと甲が認めるとき。
 - (3) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。
 - (4) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるとき。
- 2 前項の規定により契約が解除されたときは、解除した部分に相当する額の10分の1を違約金として乙から徴収するものとする。この場合において、乙が契約保証金を納付しているときは、契約保証金を違約金に充当するものとする。

（損害賠償）

- 第13条 乙は、業務の実施に当たり文書等に損害を与えたときは、甲に対しその損害の責めを負うものとする。
- 2 乙は、業務の実施に当たり乙の責めに帰すべき理由により第三者に損害を与えたときは、その損害の責めを負うものとする。

（秘密の保持）

- 第14条 乙は、業務を実施するにおいて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（契約の費用）

- 第15条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

（契約保証金の還付等）

- 第16条 乙は、甲による業務完了の確認を受けた後、甲に契約保証金返還請求書を提出するものとする。
- 2 甲は、前項に規定する返還請求書を受領した時は、その日から起算して30日以内に契約保証金を乙に返還するものとする。
- 3 契約保証金は利息を付さないものとする。

(注) 契約保証金の免除の決定を受けた場合は、第 16 条の全文を削除し、
第 17 条を第 16 条、第 18 条を第 19 条に繰り上げる。

(法令等の遵守)

第 17 条 乙は、雇用者及び使用者として、労働基準法、職業安定法、最低賃金法その他法令等に規定されたすべての義務を遵守するとともに責任をもってこれを履行しなければならない。

(協議事項)

第 18 条 この契約に定めのない事項については、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）によるものとし、同規則に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、契約書 2 通を作成し、甲乙両者が記名押印のうえ、それぞれ 1 通を保有するものとする。

令和 7 年 4 月 1 日

松山市一番町四丁目 4 番地 2

甲

愛媛県

知事 中 村 時 広

乙